

## はしがき

本巻は、人権を実現する様々なルートがどう形成されてきたか、また、それは今後どう再形成されるべきかを考察することを主題としている。本巻では、主に2つの視点からこの考察を行っている。1つは、近現代の日本社会において、その「属性」や「業績」とされるもののために人権を剝奪され、侵害されてきた人々の視点であり、もう1つは、今日の国際社会において、自らの意思の及ばないところから自らの生活を左右され、その結果人権の剝奪や侵害を被っている人々の視点である。

保護されるべき人権のミニマムを明らかにし、人類が共有しうる基準を特定していくというアプローチと、人間に相応しい生を生きることができないような状況に追いつめられた人々がその具体的な剝奪のなかで何を最も重要な権利と考えたのか、そしてそれを実現するために何を求めてきたのかに光を当てようとするアプローチとでは、人権という概念についての理解は異なってくるはずである。本巻は、現在の人権概念とその解釈も、正統化された既存の権利主張の枠組みそれ自体に挑戦して、権利の実現を求めてきた無数の政治的実践の蓄積のうえに築かれているという事実を踏まえ、普遍的な人権をいまどのように「リスト化されうる諸権利」に分節化するかというよりも、具体的な文脈のなかで人権の普遍性への訴求がどのようになされてきたかという問いをより重視している。

まず第1の視点についていえば、本巻では、主に、定住外国人、民族的少数者、被差別部落、不安定就労者、性的少数者や長期失業者らの視点から、人権の実現という課題がいま直面している数々の困難が考察されている。それらの考察が提起する問題は少なくないが、ここでは次の2つの点を挙げたい。

その1つは、人権の剝奪／侵害の多くは、マジョリティとマイノリティとの関係において生じる「関係の問題」であるということである。それは、自分とは異なるものを自分よりも劣るものへと転換する——W・E・コノリーの言葉

を用いれば「差異」を「他者性」に還元する——ことによって、自らの優位を築き、自らのアイデンティティを確証しようとするマジョリティの行動によって惹き起こされる。もちろん、マジョリティが劣位の者に対して「寛容」をもつてのぞむこともあるが、それは、「寛容」を可能にしている条件（物質的・精神的安定等）に依存するという点で脆いものである。日本の社会にも外国人排斥の運動が現れてきていることにもうかがえるように、自らの生活が不安定になり、将来への展望がもちにくくなると、そこに生じる不安や不満は、（抵抗力が弱いとみなされる）マイノリティに向けて投射されやすくなる。差別としての人権侵害の問題を考えると、つねに、マジョリティ自身がどのような状態にあるかが問い返されなければならないのは、そうした文脈があるからである。

もう1つは、人権の実現は、それを保障する制度だけではなく、それを実効的にはたかせるための厚みのあるサポートや資源を必要としているということである。「法の下での平等」を享受していない、あるいは法そのものに訴えることができない状態にある人々は、生活の実態において、貧窮、孤立、あるいは恐怖や不安などのために、人権に訴えるためのアクセス・ルートが実質的に絶たれてしまう場合が多い。そうした状態にある人々に接触し、彼／彼女たちの権利主張をサポートしようとするはたらきかけは現に行われているが、支援をしようとする人々も人的・物的な資源の不足に直面している場合がほとんどである。機会の平等を形式的なものではなく公正なもの（実質的なもの）にしていくためには、そうした支援者を支援しうる制度が整備されなければならないだろう。権利主張をサポートする活動が、私たちの社会的協働において不可欠なものであるという認識はまだまだ定着しておらず、そのことが人権の実現を阻んでいる大きな要因の1つであるように思われる。

次に、人権の実現を国際社会において考察する第2の視点について触れたい。今世紀に入ってからとくに、先進諸国は内向きの傾向を強めている。このまま「城内平和」の再構築に専心し、国境の外部への関心を失っていくなら、国際社会にはすでに社会的協働のシステムが形成されており、それへの関与を通じて、僻遠の他者の生にも大きな影響を及ぼしているという事実から眼をそ

むけることになる。そして、その社会的協働のあり方が、貧困を含め人権の剝奪／侵害を現に惹き起こしているとするれば、内向きの関心は、自らが惹き起こしている不正義をそのまま放置することになるだろう。

この点に関しては、T・ポツゲが指摘しているように、途上国の独裁政権に「お墨付き」を与える——資源売却特権や借款特権を認める——国家間の国際的慣行が、極度の貧困や内戦を生じさせることによって人権侵害に対して手を貸してきた事実もある。本巻所収の論考は、こうした現実を踏まえ、国家に限定されない——国家のみを人権保障の主体とは考えない——人権保障のあり方を考察している。

それらの考察を通して浮かびあがってくるのは、第1に、国際的な人権レジームはすでに一定の厚みをもって重層的に形成されてきており、その一部は、すでに執行（サンクション）の機能をもちはじめているということ、第2に、にもかかわらず、国際社会は、貧困や伝染病の蔓延と深刻化に見られるように人権侵害が減少する——「人権ギャップ」が縮小する——方向にむかっておらず、その要因には、生活保障に関わる問題への先進国の消極的な対応があるということ、そして第3に、人権の侵害に対しては、国家や国際機関の責任が問われるだけでなく、自らの消費者としての行動、市民としての行動を通じて、不公正と判断される現行の社会的協働のシステムに関与している人々もその政治的な責任が問われる、ということである。

相互依存が深まり、相互の影響関係が増大した今日の国際社会においては、その明らかな非対称性（影響力の違い）を認識しながら、社会的協働をより公正なものにしていく民主的な協働が必要であり、そのためには、もはやたんに自らの権利主張に耳を傾けてもらうという受動的なルートだけではなく、意思形成—決定の過程に制度的にも関与しうる政治的なルートが作りだされる必要がある。

\* \* \*

本巻は、全部で12の論考から編まれているが、それらを以下概観していくように3つのパートに分けている。

第1部「人権の喪失と実現」は、人権実現をめぐる法的なルートと政治的なルートとが接合するところに焦点を当て、人権を享有しうる法的地位の獲得に政治がどのようにかかわっているか、また、人権への訴求とそれに応えようとする新たな制度化の試みがどのような政治的効果をもつかを検討する。

第1章・齋藤純一「政治的権利としての人権」は、H・アーレントの議論に示唆を受けながら、政治的権利（意見への権利／行為への権利）を人権の核心をなすものとしてとらえる。人権実現をめぐる議論においては、市民的権利（自由権）や社会的権利の保護が重視されることが多いが、この論考は、すべての人々が、政治的権利を行使しうる規範的地位（市民であるという地位）を国内社会だけではなく国際社会においてももつことが、自らが属す国家以外の意思（政策）決定の影響を被らざるをえない現状において、人権とみなされる諸権利を享有しうるための条件であると主張する。

第2章・阿部昌樹「訴訟運動の意義と問題」は、訴訟運動が「法の不確定性」（憲法の人権保障規定の多義性）のもとで司法判断を左右する要因の1つとなっていることを明らかにする。阿部によれば、訴訟運動とは、訴訟をとおして、自らの権利主張を実現しようとするときに動員しうる「権力資源」として先例（判決）を獲得しようとする運動である。阿部は、どれほど画期的な判決を引きだしても、それに対する政治的な支持が十分に得られなければ大きな社会改革にはつながらないという経験的な事実も踏まえながらも、朝日訴訟、二風谷ダム訴訟、自衛隊イラク派兵差し止め請求訴訟などの事例に則して、それらが生存権、少数民族の文化享有権、平和的生存権についての新たな司法判断を引きだしたり、政治家や市民の問題関心を喚起し、それについての理解をもたらしてきたことの意義を評価する。

第3章・川岸令和「人権擁護法案をめぐる諸問題」は、司法過程によらない人権実現のルートを制度化しようとする試みとして注目される「人権擁護法案」（2002年国会提出）の意義と問題点を考察する論考である。川岸は、一般に、私人による人権侵害に対する救済が求められており、それに裁判所だけでは対応しがたい現状を受けとめ、裁判所外での人権擁護システムを多元的に構築していくことには大きな意義がある、と見る。とはいえ、「人権擁護法案」

は、実体としては私人間の差別禁止と虐待防止のための法案にとどまり、公権力による人権侵害がそもそも考慮されていない、人権委員会が行政機関から十分に独立していない、表現内容に対する行政機関による審査の途をひらく恐れがあるなど重大な問題を含んでいる。国家権力に制限を画そうとしてきた立憲主義の成果に立って、人権実現のための新たな制度化がはかられていくべきであるというのが川岸の主張であり、制度の多元化と権力制限をどう両立させていくかが今後問われることになる。

第Ⅱ部「国内社会における人権の実現」は、主に、日本の社会において人権の実現が辿ってきた歴史とそれがいま直面している諸問題を、さまざまなマイノリティの視点から明らかにしようとする。

第4章・崔勝久「人権の実現について——『在日』の立場から」は、日立裁判や国籍条項撤廃など市民的・社会的・政治的権利の実現の運動に携わってきた経験に立って書かれた論考である。崔が批判するのは、定住外国人（『在日』）の権利主張に対してある限られた範囲でのみ応じようとする日本市民の姿勢である。彼が重視するのは、定住外国人がたんに諮問を認められる者としてではなく、熟議のパートナーとして意思形成—決定に参加しうる（地方自治体内の）住民自治の新しい仕組みをつくりだし、共に生き（延びて）いくことのできるように地域社会を形成し直していくことである。それは、「公の意思形成への参画」にあたる職務は日本国籍者に限るとする「当然の法理」を問い返し、マジョリティが認めるかぎりでの「包摂」という論理を問題化していくことにながっていく。

第5章・上村英明「先住民族の権利と国際人権法・国際人権機構——日本の事例を含めてその歴史を考える」は、2007年の「先住民族の権利に関する国連宣言」の意義を明らかにするとともに、非植民地化の運動がこれまで辿ってきた経緯を整理しながら、先住民族の権利は、もっぱら個人の権利にもとづいて構築されてきた従来の人権概念の解釈に大きな修正を迫るものであることを明らかにしている。先住民族は存在しないとしてきた日本政府も、「北海道旧土人保護法」の廃止や2008年の国会決議に見られるようによくその認識を改めはじめたが、まだ先住民族の権利——それは表面的な「多文化主義」を求め

るものではなく、市民的・政治的権利への主張を含んでいる——を真剣に受けとめるところにまでは来ていない。

第6章・熊本理抄「被差別部落と人権」は、戦前・戦後の部落解放運動の展開を辿りながら、具体的な差別に対するマイノリティ当事者による権利主張が人権の内容を豊かにし、深化させてきたことの意義を明らかにし、とくに、部落解放運動が、差別と貧困の関連性を重視し、自由権と社会権を不可分のものとしてとらえてきたことを評価する。熊本は、この間の同和対策事業が当事者と行政の間に「共依存的」弊害をもたらし、また、部落解放運動が主に地域の集団をそのユニットとしてきたことに疑問を呈している。「業績原理」による新たな排除の正当化も行われるなど、部落に対する社会的差別は依然としてつづいており、人権実現の基礎は差別撤廃にあるということの再認識をこの論考は強く求める。

第7章・中野麻美「労働（職場）と人権」は、雇用保障がいちじるしく後退した近年の労働市場には明らかな人権侵害が存在することを指摘する。1985年以降、女性労働に対する保護規定が撤廃されたり、労働者派遣の合法化により「労働者供給事業禁止」に大きな例外を許したことによって、労働市場が二極化するとともに、「日雇い派遣」など実質的な無権利状態に追い込まれる人々もでてきた。正規・非正規を問わず、労働者は過酷な競争や分断・孤立のなかにあり、過労死・過労自殺などにも見られるように、正規雇用労働者も人権侵害から遠いところにいるわけではない。中野の展望によれば、労働力供給側の脆弱性を克服することによって、とりわけ労働時間規制を強め、労働から解放される市民的・政治的自由を保障することが人権の実現にとっての喫緊の課題である。

第8章・遠藤比呂通「社会的排除と人権——絶望からの『生きる勇気』」は、現代の支配的な文化がもつ社会的排除の機能を重視し、それに抗しうるものとして人権をとらえる論考である。遠藤によれば、現代の文化には自らを究極の関心事として受けとるよう強制する契機がはたらいており、性的マイノリティや長期失業者など劣位にあるとみなされる他者を排除することによって、心理的な安定やアイデンティティの再確認を求める傾向が強くなってきている。遠

藤は、社会的排除にセンシティブな憲法学者の議論を検討しながら、それに抗する人権の根本に「生活する場に留まる権利」(存在権)を位置づける。その際、彼が注目するのは、日本国憲法は、社会的排除を禁止するとともに(第11条)、他者の援助を受けながら自ら自身の生き方を選ぶことのできる権利を擁護している(第25条)、ということである。

第Ⅲ部「国際社会における人権の実現」は、国際社会に眼を転じて、この間、人権を保障するための規範や制度がどのように形成され、また人権を擁護する実践がどのように展開されてきているかを明らかにするとともに、国際社会における人権の実現がかかえている課題を示す。

第9章・押村高「国際社会における政治的責任」は、人権侵害に対して法的責任を問うだけでは対応しえない現状を踏まえ、どのような場合に政治的責任にもとづくアプローチが効果を発揮しうるかを検討する。政治的責任は、I・ヤングらが指摘する「構造的不正義」に対応すべく、責任主体の範囲を拡張し、国境の内外を問わず、他者に影響を与える立場にいる人間や団体、機関は、その影響を被る者に対して、その影響力に応じた説明責任を課すものであるが、押村が併せて強調するのは、先進国の市民も、正当化できない貿易や金融等の現行レジームとの関わり方を見直すべき政治的責任を負っているということである。押村によれば、「他者に危害を加えない」という消極的義務の履行は、人権だけではなくグローバルな公共財にも適用されるべき原則である。

第10章・勝間靖「国際人権レジーム」は、国際レジーム論を人権に適用することの意義を明らかにするという視点から、国際人権レジームの構築のプロセスを整理し、それを構成する2つの要素、すなわち国際人権規範とその規範を実現すべく制度化された意思決定手続きの現状を分析した論考である。勝間が指摘するのは、国際人権レジームが地域人権レジームを含めて重層的に構築されてきており、とくに欧州のレジームがすでに「国際的執行」の段階に入っているということ、国連グローバル・コンパクトなど国家以外のアクターを中心とした人権レジームも構築されてきているということである。

第11章・長有紀枝「国際NGOの活動と難民・国内避難民の人権」は、地雷廃絶運動等に携わってきた自身の経験にもとづいて、難民・国内避難民支援に

従事する NGO 活動に見られる特徴（活動主体・活動領域・活動形態・財源等）を分析しながら、それがいまだのような問題や課題に直面しているか、またそれに対してどのような対応がなされようとしているかを考察する。長が指摘するのは、活動地・活動目的を限定せざるをえない NGO の支援活動は、たとえば現地地で活動する NGO が現地政府を批判するような声明はだせないといったディレンマをかかえながらも、しばしば揶揄されがちな「人道的」(humanitarian) 活動も支援を求める人々の切迫した必要に応えようとする不可避のものである、ということである。彼女は、被支援者の諸権利をできるだけ擁護しようとする原則が NGO に受けいれられてきていることに今後の展望を見いだしている。

第12章・土佐弘之「国際社会における人権ギャップ縮減の政治」は、世界人権宣言等に見られる規範と実際の状況との「人権ギャップ」が、グローバルな政治経済構造によってむしろ拡大してきていると現状を診断する。土佐によれば、「社会開発問題」(欠乏からの自由)と安全保障問題(恐怖からの自由)に関して北側のとるスタンスには明らかな違いが見られ、前者への反応は鈍いが、後者に関しては、劣位にある者をさらに安全保障政策の対象へと引き下げる「新介入主義」の徴候も見られる。そこには「救世主—絶対悪—犠牲者」の構図があり、「悪」を特定し、それを罰することによって、人権の実現を求める人々をもっぱら「犠牲者」として自らの保護のもとにおこうとする傾向すら看取される。土佐が、J・ランシエールらの議論に沿って展望しようとするのは、自由が平等に享受されうる方向にむけて人権レジームを再構築していくことである。

\*                             \*                             \*

本巻は、人権の実現について何かまとまったメッセージを提起しようと意図したのではなく、たとえば「保護」などの言葉については執筆者の間に評価の違いも見られる。とはいえ、読者の皆さまには、それぞれの論考から、人権についての概念的な分析とはまた異なった視点や問題提起をくみとっていただけるものと確信している。



はしがき

最後に、ご寄稿いただいた執筆者の方々、企画に際して有益なアドバイスをいただいた法律文化社の秋山泰、小西英央両氏、そして本巻にかかわる編集の実務をスマートに進めてくださった掛川直之氏に心より感謝を申し上げたい。

2010年10月

齋藤 純一